

熊本のすばらしい自然を守り、快適で住みよい生活環境を保全するため、自然の保護、郷土の清掃浄化、郷土の緑化を三本の柱として美しい熊本づくりを推進します。

★生活環境保全林等の整備事業……………一億九千五百四十三万円

熊本市及びその周辺の生活環境を保全するため、立田山の森林を買収し、自然林の造成改良、遊歩道、撒水施設の整備が行われたが、その地域の、維持管理を行うとともに、本年度も昨年度に引き続き森林の買収をします。

また、雁回山県民憩の森の、歩道等の整備も行います。

★鳥獣保護事業……………九千六百七十七万円

鳥獣保護区の設定、キジ、ヤマドリ、放鳥、野生鳥獣の生息調査、愛鳥モデル校を育成するほか、御船町高木地区に、鳥獣保護センターを設置し、鳥獣保護思想の高揚啓発を計り、生活環境の保全を図ります。

★老樹名木保存事業……………三百六十六万円

県内各地の歴史と伝説を秘めた老樹名木を保存するための選定調査と保存木の指定を行います。

☆自然環境保全基礎調査……………二百一十万円



シンボル花壇

自然環境の基盤を形成する植生の分布特性を調査し、貴重植物等の保全に資するとともに、自然環境保全の基礎データとします。

★花の銀行設置……………三百六十四万円

県下各地の花の愛好家で、花いっぱい運動に熱意のある人を、花の銀行頭取として選任し、この銀行を核として、県下に花いっぱい運動を展開します。

★ゴミ一掃追放及びセイタカアワダチソウ撲滅運動の推進……………三百八十八万円

「ゴミ、空缶、吸殻を捨てない」運動を推進し、また、県内各地に繁茂しているセイタカアワダチソウ撲滅の推進を図ります。

★道路沿線等の緑化推進……………二千三万円

主要道路に植栽した緑化木の管理を行うとともに、市町村が道路沿線の緑化やフラワーポットの設置、採石場跡地の緑化を実施する場合に助成します。

★自然公園等美化清掃……………七百一十万円

国立公園、県立公園内の清掃活動団体及び美化清掃のボランティア活動に対し助成し、環境美化を推進します。

☆環境美化条例の策定……………二百三十七万円

郷土の清掃浄化の一環として、ゴミや空缶の投げ捨て防止の啓発推進をしてい

ますが、実効があらがないため、条例を制定して、総合的、かつ、強力な環境浄化を図ります。

★自然環境保全対策事業……………五百八十三万円

自然環境を保全する調査及び保全地域の造成、管理等を行います。

★緑化推進指定道路・街路樹の整備管理……………三百十九万円

熊本市内のシンボル道路の地方版ともいふべき緑化推進道路を県内十箇所指定し、維持管理を行って、地域の緑化を促進します。

また、街路樹の維持管理を行います。

★都市緑化保全調査……………千三百三十七万円

今後の都市における緑地の整備及び保存のための方策を検討するため調査を行います。

★シンボル道路花壇植栽管理……………二千三十一万円

熊本市民会館前から砂取校前まで三、八ヶ所の道路花壇に季節の花を植栽して道路の環境美化に努めます。

★道路の美化……………一億五千二百三十万円

道路の清掃、側溝の清掃、鋼橋の塗装等を行い、道路環境の整備を促進します。

★河川の美化……………十八億七千八百八万円

水質汚濁が問題になっている都市周辺河川について、汚泥浚渫、河道整備、河

床の掘削、雑草除去等を行い、河川環境の整備を図ります。

また、河川敷をレクリエーションの場として活用するため、遊歩道及びスポーツ広場などを含む緑地公園の整備を促進します。

★港湾の美化……………一億三千六百二十万円

港湾及び海岸の環境美化を図るため、高浜港に環境整備事業として護岸、流砂防止の突堤及び遊歩道の建設を行います。また、港湾区域内における沈没船処理等を実施します。

★過疎地域総合センター建設事業……………五百万円

過疎市町村においては、公民館等の集会所に恵まれず、また、都市的サービス機能の享受が困難なため、基幹集落の育成と、地域社会の再編成を促進するため、国と協力して過疎地域総合センター建設に対し助成します。

☆過疎地域振興対策……………三百九十四万円

昭和四十五年に制定された「旧過疎法」では、過疎地域の振興と人口減少の防止に努めたため、人口減少はようやく鎮静化しましたが、反面若年者の流出による高齢者社会を招き、人口構成の不均衡による活力に乏しい集落が出現するなど、新しい過疎問題が生じました。そこで、昭和五十五年四月期限切れの「緊急措置法」にかわり、新たに「過疎地域振興特別措置法」が制定されました。「新過疎法」に基づく過疎対策としては、従来から実施してきた基幹的市町村道、農・林道の整備をはじめ、土地基盤整備事業、生活環境整備事業を推進するとともに、新規施策として、地場産業の振興、観光レクリエーション施設の整備に併せ、二

十年先行している高齢化社会へ対応するための高齢者対策、小規模校における教育の充実に努めます。

★過疎対策道路整備……………

四億二千九百万円

過疎市町村の生産基盤である幹線市町村道路の整備を行います。

★過疎地域工業導入促進対策……………二千九百六十万円

過疎地域における産業の振興と就業機会の創出を図るため、過疎地域に立地する企業に対し優遇措置を講じ、積極的に工場立地の促進を図ります。

★自治振興資金の貸付け……………貸付枠 十五億百八十万円

市町村及び一部事務組合が実施する公共事業及び生活環境整備事業等に対し、必要な資金の貸付けを行い、地域の振興に寄与しています。

○貸付け対象事業は、次のとおりです。

- 1 行政の広域的処理事業で、次に掲げるもの。
  - し尿（ごみ）処理、火葬場、教育伝染病、消防、老人福祉等の施設。
- 2 県の重要事業に関連する道路整備事業で次に掲げるもの。
  - 市町村道、林道、農道、県道等の整備事業にかかると市町村負担金。
- 3 「美しい熊本づくり」の一環として行う事業で次に掲げるもの。
  - 廃棄物処理施設、緑化事業、生活下水路。

以上のほか、昨年度に引き続き市町村の観光基盤整備事業を促進するための資金貸付けも行っております。

○貸付け条件は次のとおりです。

1 貸付利率 八、〇パーセント（金利情勢により変動があります。）

2 償還期間 八年以内（すえ置期間一年を含む。）

3 償還方法 元利均等年賦償還。

★特定地域振興資金の貸付け……………貸付枠 四億円

人口減少が著しく進み、財政基盤の弱い市町村並びに辺地を有する市町村が行う公共施設の整備事業等に要する必要な資金の貸付けを行い、人口減少等地域社会の機能が低下した地域における生活文化水準の維持向上を図り、地域の振興に寄与しております。

○貸付け対象事業は、次のとおりです。

- 1 道路整備事業
- 2 医療施設整備事業
- 3 学校統合施設整備事業
- 4 老人福祉施設整備事業
- 5 消防施設整備事業
- 6 集落整備事業
- 7 地場産業の振興に資する施設整備事業
- 8 観光レクリエーションに関する施設整備事業

○貸付け条件は、次のとおりです。

- 1 貸付利率 年三、五パーセント
- 2 償還期間 八年以内（すえ置期間一年を含む。）
- 3 償還方法 元利均等年賦償還

★過疎地域振興調整事業……………一億六千五百万円

過疎市町村が市町村過疎振興計画に基づき行う事業で、地域の振興上、主要な事業の相互間を調整するもの、あるいはこれに付加して行うもので、総合的に事業効果が期待出来る事業について助成し

ます。

★過疎地域総合センター建設事業……………

ます。

★過疎対策道路整備……………

ます。

★過疎対策道路整備……………